

平成 29 年度
伊豆半島エコツーリズム推進全体構想作成支援業務
仕様書

1 業務の目的

(ア) 伊豆半島ジオパークの現況

伊豆半島ジオパークは、平成 24 年 9 月に日本ジオパークの認定を受け、ユネスコ世界ジオパーク認定に向け取り組みを進めているところである。伊豆半島では、首都圏に近いことなどから観光開発や都市開発の圧力がジオサイトや地質遺産の一部にかかってきた。地元市町、県、民間事業者が連携して伊豆半島ジオパーク推進協議会を設置し、持続可能な地域づくりを進めており、自然への影響の少ない観光や地域の自然資源の保全に積極的に取り組む必要がある。

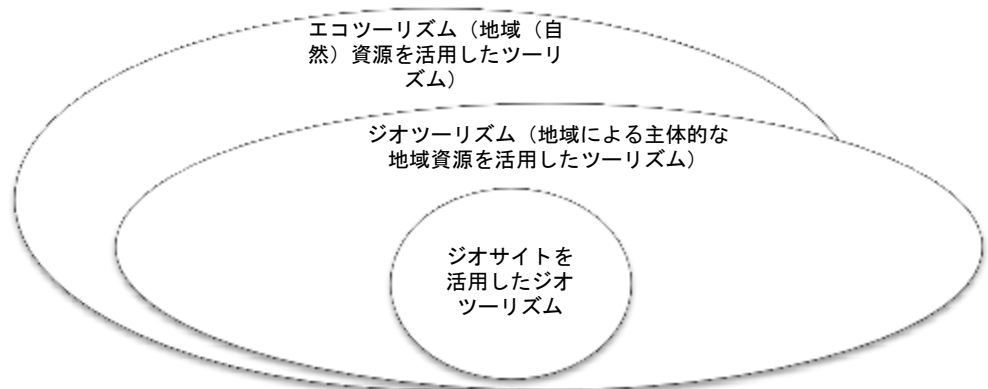
平成 25 年度には環境省の協力を得て、自然文化資源活用調査を行い、ジオサイトおよび関連する自然文化資源の情報カルテ作成を完了した。法令や地域社会の取組による保全の他、ジオダイバーシティの維持管理の取組を実施しているところである。

(イ) 伊豆半島ジオパークとエコツーリズム

伊豆半島ジオパークで進めている持続可能な地域づくりのためには、地域の自然資源の活用と保全が必要である。現在、全域で様々な主体、趣向でジオツアーやエコツアーが実施されている。

そこで、地域の自然資源の活用と保全（特にジオサイトの保護保全）の取り組みを計画的に進めるため、平成 29 年度にエコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）に基づく、エコツーリズム全体構想（素案）を作成する。

本業務は伊豆半島地域におけるエコツーリズム全体構想（素案）作成に際し、支援を行うことを目的とする。



1 ユネスコの考える用語の概念図

2 業務対象地

伊豆半島地域及びその周辺

3 業務の内容

業務の内容は次のとおりとする。詳細な数量については設計書による。

(ア) 自然観光資源の抽出と整理

自然観光資源（自然資源（動植物））に関連する収集した資料（レッドデータブックほか）と貸与する資料（電子データ含む。）を 1. 特異な点、2. 利用状況、3. 保護・保全の状況などの項目に整理し伊豆半島地域における自然観光資源一覧表を作成するとともに、自然観光資源位置図を作成する。

(イ) エコツーリズム事業者へのヒアリング実施支援

伊豆半島地域におけるエコツアーの実施状況、保全のために実施されているルール及び実施すべきルールを把握するため、エコツーリズム事業者へのヒアリングを実施する。ヒアリングには、伊豆半島ジオパーク推進協議会担当者と同席し、ヒアリングに際する資料及び議事録等を作成する。

予定している対象事業者は次の 6 事業者（1 日 3 事業者にヒアリングを行う。）

- NPO 法人伊豆自然学校
- 山伏トレイルツアー&西伊豆古道再生プロジェクト 代表 松本潤一郎
- SURFACE Kayak Guide Service 代表 武田仁志
- 天城自然ガイドクラブ事務局
- 「しーもん」伊豆下田のアウトドア・自然体験案内所
- 伊豆半島内の漁業協同組合

(ウ) エコツーリズム全体構想素案の作成支援

エコツーリズム推進基本方針（環境省）に基づき伊豆半島地域エコツーリズム全体構想素案の作成を支援する。全体構想の項目は以下のとおりである。

- エコツーリズムを推進する地域
- 対象となる自然観光資源
- エコツーリズムの実施方法（現状問題点整理と実施されているルールを記載する。実施すべきルールについて本業務とは別に協議する。）
- 自然観光資源の保護及び育成
- その他エコツーリズムの推進に必要な事項

(エ) 報告書等の作成

上記の成果をとりまとめ、報告書を作成する。

4 打合せ協議

発注者及び受注者の打ち合わせを次の時期に実施する。打ち合わせを実施した場合、受注者において、速やかに打合せ記録簿を作成し、内容についての発注者の承諾を得ることとする。

- ① 業務着手時
- ② 中間打合せ（2回）
- ③ 業務成果取りまとめ時

5 貸与資料

以下の資料を貸与する。なお、貸与資料は紛失、汚損しないように取り扱い、これを公表、他者へ貸与してはならない。また、業務完了時には、速やかに発注者へ返却すること。

- ① 平成 25 年度富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域ジオパークと連携した自然文化資源保全活用調査検討業務報告書（環境省）
- ② 平成 26 年度富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域ジオパークと連携した保全活用推進業務報告書（環境省）
- ③ 平成 27 年度富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域ジオパークと連携した保全活用推進業務報告書（環境省）

6 業務履行期限

契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 16 日まで

7 成果物

- ① 報告書 3部
- ② 報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R） 1式
- ③ 提出場所 伊豆半島ジオパーク推進協議会

8 著作権等の扱い

(ア) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、伊豆半島ジオパーク推進協議会が保有するものとする。

(イ) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(ウ) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(エ) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、伊豆半島ジオパーク推進協議会担当と速やかに協議すること。